

平成 18 年度 第 5 回 規制改革・民間開放推進会議  
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 7 月 31 日（月）9:37～10:07

場所：永田町合同庁舎第 2 会議室

司会 お待たせいたしました。第 5 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長お願いいたします。

宮内議長 ただいま会議が終了いたしましたして、皆様方のお手元にお配りしております「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」、かねて夏ごろまでということでもとめておりました部分につきまして、会議として決定いたしました。

この内容につきましては、大部のものでございますが、省略して申し上げますと、全体の構成といたしまして「Ⅰ．『規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申』の決定・公表に当たって」ということで、この答申の持ちます位置づけ、今後の取組み等をまとめております。この辺りが、この中間答申の意味合いについて書かれているところでございます。

Ⅱのところ、いわゆる重点検討分野として主に取り組んできたものでございます。これにつきましては、ここがございますように、とりあえず 6 つの分野に分けまして、個別具体的に検討を進めてまいりまして、合意に至った部分もございまして、合意に至らなかった部分につきましては、別表が 65 ページ以下に付いております。この別表をごらんいただきますと、重点検討事項の各項目につきまして、関係府省の御意見と当会議の見解がまだ分かれているということとを対照できるような表形式にしております。これからの課題ということでございます。

3 つ目につきましては、前回の会議におきまして「市場化テスト」の実効性を担保するための課題ということを議論いたしました。これにつきましては、「Ⅲ．公共サービス改革法の活用を図るための課題」。当会議が提唱いたしまして、いわゆる「市場化テスト」が法律という形でつくられて、官民競争入札等監理委員会も立ち上がりました。そういうことで、その法律がこれからどのような意味を持つかにつきまして、当会議の考えていることをそこにまとめさせていただいております。内容につきましては、非常に省略した解説でございますけれども、そういう形でとりまとめさせていただいたということでございます。

まとまった部分もございまして、なかなか合意に至らなかった部分もあるわけでございますが、当会議といたしましては、年末の最終答申、3 年目の一番最後の答申でございますので、この重点検討項目で合意に至らなかった部分、それから、ここに入っていないすべての分野につきまして、できるだけの前進が図れるように折衝を始めていく。それを最終答申にまとめるということとを今後の目標にしていくということと、作業は本日から始ま

るといふつもりでございます。

以上が、中間答申に関する御報告でございます。あとは、いわゆる「あじさい月間」といいますか「全国規模の規制改革・民間開放要望」の受付状況につきまして御報告がございました。これにつきましては、配付資料のとおりでございます。92の主体から要望項目が577ありました。

「市場化テスト」の部分につきましては、別途とりまとめということでございますけれども、これも相当程度要望が来ているという御報告がございました。

私からは、以上でございます。

司会 それでは、御質問をお受けいたします。本日の議事につきまして御質問のある方はお願いいたします。

御質問はございませんでしょうか。

記者

まず、例年ですと中間報告という形を取っていたと思いますが、今回に関しては名前が中間答申になっております。その辺のねらいについて教えていただけますか。

宮内議長 これは、今年の初めに申し上げたと思いますが、最後の第3年目ということで、年末に向けて答申づくりをするということではなく、非常に大きなテーマで、しかし、規制改革という意味ではどうしても取り組まないといけないと思われるものをピックアップいたしまして、夏までに努力してやろう。そして、できれば答申という形にしようということで、今年は、特に2段階でやらせていただきました。

ですから、先ほど申しましたように、年末にの答申に向けてはすべての分野をやり、夏までは重要だと思われたものをやったということで、3年目ですので、中間報告という形ではなく、答申としてまとめていこうということでやらせていただいたということです。

記者 小泉内閣の、いわゆる9月までという総裁任期に関係はしているのでしょうか。

宮内議長 それよりも、我々の会議といたしまして、設置期限が3年でございますので、やはり大きなものを最終年度は取り上げた方がいいだろうということもございますし、それから、夏といいますのは、いわゆる「骨太方針」ということで、一段と構造改革について議論がされる。そこへ大きなものを、同じような形で提起できればいいという判断はあったわけですが、委員の皆様方は一つ、中間答申ということでやろうということで取り組んだわけです。

司会 ほかは、ございませんでしょうか。

記者 今回の中間答申に関しては、閣議決定するんですか。

宮内議長 最終答申については、閣議決定をお願いします。中間答申につきましては、閣議決定をお願いするというよりも、関係府省と合意したわけですから、そういう意味では、我々としては決まったという形で考えております。ですから、今のところ、閣議決定は年末という予定です。

記者 各省庁との合意されていない部分については決定ではなくて、合意された部分に

については決定という理解ですか。

宮内議長 そういうことです。閣議決定で完全に歯どめができるわけですがけれども、それがなくても、各省庁との合意事項ということで、具体的施策につきましては文案をきっちりと詰めておりますので、これは決まったというふうに我々は考えております。

司会 ほかは、ございますでしょうか。どうぞ。

記者

基本的なことで、別紙のところ各省からの反論といいますか、こういうものは、いつもこういう形でまとめていたのでしょうか。

宮内議長 過去、何度もこういう形で、このとおりのプラットフォームではありませんけれども、私の記憶では、過去の推進母体も何度かやってまいりました。

そうですね。

鈴木議長代理 そうです。

記者 そうすると、この答申は、小泉政権の中では恐らく最後になると思いますけれども、今後の政権で規制改革会議の在り方とか、ある種、このままの形で進んでいくのか。あるいは、規制改革会議の位置づけなどにも注文がつく可能性もあるとは思いますが、全体を総括されて、今後の規制改革会議の在り方とか、どういう方向で進めていきたいと考えていらっしゃるのかをお願いいたします。

宮内議長 これは、まだ会議として議論していないのです。年度末に我々の期限が終わりますので、前身の母体も最後の年には、次の推進母体はこういうふうにしてほしいといたしますが、こうあるべきだということを最終答申に書かせていただいたりしております。ですから、そういう議論は、私が言うのも変ですが、最終答申に何らかの形で触れることになると思います。

記者 では、最終答申には、その記述は出てくるわけですか。

宮内議長 議論はしていませんから、今、出るというふうに私が申し上げることはできませんが、ただ、過去はそういう形でやってきたということだけは申し上げられると思います。

司会 ほかに、御質問はございませんでしょうか。

記者

まだ、中間答申をすべて拝見していないので恐縮なんですけれども、この中で具体的に、今回、この分野については、これが答申の中に盛り込めてよかったというような、宮内議長なりのポイントがあれば教えていただきたいと思っております。

宮内議長 これは、いろんな見方によりまして、どれが重要かというのは関係する方々、関係する府省によって違うと思いますが、読んでいただきましたらおわかりのように、6つの重点分野の中に非常によくできたとおっしゃっていただける部分と、そうでないとおっしゃっていただく部分があるのかもわかりません。我々としましては、重点検討分野というのは一本一本の規制でというふうに考えずに、何十年間にわたってでき上がった制度

とか、法体系とかというような大きな規制の束のようなものに対して、その下に、例えば産業だとか、事業が行われている。そういうようなところに我々の考え方を持ち込もうとして議論してきたというところもございます。

産業とか、事業ということだけでなく、例えば教育というようなものも、教育制度として数十年にわたって動いてこなかったところに、別の考え方があるではないかということを提言してまいったわけですから、そういう意味では、過去の一本一本の事業の規制というのは、例えば2年、3年のうちに非常に理解が進んだということもあると思いますけれども、この重点検討分野につきましては、それよりももっと社会的なサポートが動かしていく要素になっていくのだろう。そういうところに、我々がひょっとして先鞭をつけるということになっている部分もあるのではないかと思います。

ただ、具体的に問題意識は、私どものその分野に対する、かくあるべきではないかという考え方です。しかし、その中で具体的施策として動いた部分というのは、現在、各担当府省がそこまでは合意できると言っていた部分ですから、そういう意味では動きもあったというふうに見ていただければと思います。

司会 ほかは、御質問はございませんでしょうか。

記者

先ほど、最終答申に向けては、ここに書かれている重点検討事項以外のすべての分野をカバーするというふうにおっしゃいましたけれども、議長のお考えで結構なんですけど、今後、力を入れていかなければいけない分野を2、3挙げていただきたいと思います。

それから、政権が交代して、そのことが議論に影響してくるのかどうかというお考えをお聞かせください。

宮内議長 まず、どれということだけでなく、社会の動きの中で規制の在り方というのは常に変えていくという必要があると思います。そういう中で、我々は経済分野で規制をうまく変えることができれば、経済が活性化していく、より経済のパイが大きくなるのではないかと。民間のできることが非常に多くなって、経済が大きくなることによって社会にプラスになるのではないかとというのが一番大きな考え方ではないかと思います。

また、いわゆる消費者といいますか、使う側といいますか、そういうところの選択の余地を増やすということが重要ではないかというのが一番基本的な考え方なわけです。

そういうことを考えますと、この規制改革の動きというのは、勿論、小泉内閣には非常にサポートをいただきましたけれども、ある一つの内閣とともにこの政策はやめたというようなことになると、私は日本の経済の活性化が遅れ停滞していくというようなおそれが出てくると思います。

したがって、経済施策としましては常にこういう規制改革というふうな枠組みを政策の中に入れていく必要があるのだろうと思います。それを次の内閣がどのようにサポートしていただけるかについては、今、まだ何とも言いえないわけではありますけれども、是非、御理解いただいて、サポートをしていただきたい。

規制というものは、やはり既得権益とか供給者の論理というものが主体になるわけですが、規制改革というのはすべての人に同じチャンスがあり、そして、受け手がそれを選択するというごさいますから、私は社会が自立し活性化する、経済活動としては一番の基本だと思っております。

したがいまして、政治との関係は小泉内閣と同じようにサポートしていただけるかどうかという不安はあると思えますけれども、やめてしまうとかという選択肢は、恐らく社会からは余り支持されないだろうと私は思っております。

司会 ほかに、本日の議事につきまして御質問はございませんでしょうか。

記者 省庁の方から、かなり厚い反論が出ているんですが、規制改革会議の仕組みの中で、宮内議長が御自身の村上ファンドとの問題等でいろいろやり玉に上がっているという中で、いわゆる会議の影響力とかそういったものが低くなっているのではないかというような懸念も感じられるのですが、その辺について議長自身はどのように思われますか。

宮内議長 私のことについてはよくわかりませんが、この規制改革会議というのはワーキンググループ主体で動いておりまして、その分野における現状から見て、これを今年に取り上げるべきだというようなことで、我々としてはこういうことをやりたいということを考えるわけですが、相手省庁さんが理解を示してうんと言ってくれないと、一歩も動きません。

だから、我々の会議には、ある意味では権限はない。イエス・ノーは相手さんが理解していただけるかどうかで、それに対して政治的なバックアップがどうあるかということですから、そういう意味で、各委員・専門委員には非常に御努力いただいております。ただ、前回は申し上げたと思えますけれども、非常に大きな制度になったようなものを取り上げる。これが目覚ましく動くということは、日本の社会から見るとなかなか難しい。だから、一個人の話をそこへ持ち込まれましてもどうなのでしょう。

議長個人の力がどうなのかというのは、私は一生懸命やっているつもりですが、勿論、力不足の面は山のようにあるわけです。しかし、これは民間の委員がみんな出て、また、時間を犠牲にして、非常に時間をかけてまとめていくという作業をしております。それから、相手省庁はフルタイムでやっておられるということですし、そういう意味では、よほど政治的なサポートがないと物事が非常に動きにくい点はあると思えます。

私は、一人ひとりの、個人の云々ということ動いたり止まったりというようには、これまでは思っておりません。勿論、そういう部分もあるのだとは思いますが、それが政治家の動きのようにはっきり出るというような形ではないと思えます。我々の会議や前の推進母体というのは相手省庁がうんと言わないと何も決まらないということですから、その辺は一人の力というのはどうなのでしょう。

皆さんから、何か御意見はございますか。

草刈総括主査 聞いていて、随分失礼なことをおっしゃったんですけど、これは別に宮内議長に全部やってもらっているわけではありませんし、私は教育担当の主査

としてやっているわけです。勿論、必要なときは御相談をしますけれども、あとは自分の責任でやるわけです。

これは、最終的には規制改革担当大臣です。だから、その人に相談して、その人の力を借りてやるわけですから、宮内議長一個人がどうのこうのという話は全く私のアクティビティーにはほとんど関係がないし、事実これだけうじゃうじゃ文科省が言っているのを見てごらんください。こんなものは毎年ですよ。毎年ひどくなるだけなんです。要するに、その壁をどうやって突破するかというので、とにかく竹やりで何とか勝負しなければいけないのが私どもの仕事ですから、やはりあらゆる勢力、政治の力、大臣の力が一番大きいと思いますが、その辺のところを総動員してやっていくというのが私どものやり方ですから、今の話は私は全然納得できませんし、一言で言えば関係ないと言わざるを得ません。

記者 済みません、もう一件いいですか。

いわゆる、もう一つの批判として、いわゆるレフェリーがプレーヤーと一心同体で、同じ人が同じことをやっている。要するに、例えば宮内さんのオリックスという会社が一昨年かな。

司会 申し訳ありませんけれども、本日の会議の議論についての御質問をお願いいたします。

記者 いや、今後のお話と絡むので、一昨年まで規制改革会議に民間企業として規制改革のいろんな要望をたくさん出されていたと思いますが、そういう要望をされている会社の立場を維持しながら規制改革会議の議長をやっているということに対して、言わば改革利権だみたいな批判が一部出ていますが、それについてはどうお考えですか。

宮内議長 要望は、当会議としてたくさん出していただきたいわけですから、アメリカ政府に、EUに、経団連に、各会社に対して要望はございませんかということで、たくさんないと材料がないわけです。私どもの会社としましては、議長をやっておりますから、当社から一つも出ないというのは恥ずかしいから、何か気がつくことは出してくれということで出しているだけの話であって、そういう意味では随分協力していただける会社もありますし、団体もあります。

その要望は、大体、みんな重なっておりますから、それをきっちり区分けして、ワーキンググループに分けているということですから、プレーヤーとレフェリーという意味合いが私は全然わかりませんが、我々はプレーヤーでもレフェリーでもありません。ただ、他の民間人で構成される審議会と形は一緒なんです。

我々の思いは、ただ規制改革をやりたいという委員により、こういうことをやるべきではないかということで政府に提案しているわけです。それに対して政府が受け入れてくれるかどうか。受け入れるとか、これをやれとか、そういうことはプロセスとしてあり得ないのです。

ですから、私自身、何か言われているみたいですが、私は会社の事業と何の関係もない、まさに経済界にいる人間としてパブリックなところから協力しろと言われたから

一生懸命やっている。私自身は、会社の仕事をこれだけ外していいのかと思いながらずっとやってきたわけですが、ここで言う話ではないからあれなのですが、そのところは非常に違和感があります。

八代総括主査 一言、経済学の立場から言わせていただきますけれども、今、改革利権という変な言葉が出てきたんですが、それはどういう概念ですか。規制とか保護による利権というのは当然あるわけですが、規制を改革して特定のだれが利権を持てるのかということなんです。そういう不正確な言葉が明確な定義もせずに使われていいのでしょうか。どういう形で規制改革・規制緩和をしたら、だれに利権が発生するかというメカニズムです。規制から利権が生まれますけれども、規制緩和からは利権は生まれるはずがありません。それは、だれでも規制緩和の成果を使えるからです。

鈴木議長代理 それでは、私も一言言わせてもらいます。

私は宮内議長から個別の問題について要望を受けたことは一切ないということをこれまで2回ほど申し上げたのですが、これは全くそのとおりです。問題は、規制緩和をした結果を皆さんがなかなか使ってくれないということです。要するに、規制緩和は能動的に働きかけるものではない。規制緩和をしても、規制緩和をした結果を活用して、自由な経済とか、新しいビジネスモデルをつくってくれなければ何の意味もないわけです。

ところが、既存の規制業界は、そういうようなメンタリティーが低いと言わざるを得ないのです。規制は緩和された、これまでのような協調的な行動は取れないかもしれない、しかし、下に潜ってでも協調しようという行動を取りこそすれ、規制緩和がもたらす自由を活用して新しいビジネスをつくらうということは、だれでもと言うと極端ですが、そういう行動をとる人は極めて少ないのです。そこが、我々、規制緩和をやっている者にとって一番歯がゆい点です。

だから、私は規制緩和というものは、皆さん自由にやらせてもらって結構だから、新しいことを考えて経済を活性化してくださいということでやっているのですから、緩和の結果を利用してもらわなければかなわないわけです。

利用する人は、どなたであってもよいわけです。さっきの既存業界の構造・体質から考えたら、むしろ新しい血液こそがそれを活用することによって、その業界に対して新風を巻き起こして古い業界の体質を変えていくという効果が期待できるわけです。

だから、そういうのが規制緩和の意義であるということから考えて、規制緩和の結果を何かに利用したとかというようなことは、宮内さんに対してはもとより、当会議の審議の過程を御承知いただいたら、大変、失敬な言い方であると思いますから、その点は御理解いただきたいと思います。

記者 恐らく、10年ぐらいやっていらっしゃるのでそういう批判が出るとは思いますけれども、今後も同じように続けていかれるお考えでしょうか。

鈴木議長代理 それは、規制改革をやる人がすぐに直面する問題ですから、だれがやろうが、こういう問題に対して規制を緩和して、今のような問題認識に到達するのは当然の

ことだと思えます。

司会 ほかに、本日の議事につきまして御質問はございませんでしょうか。

記者

済みません、確認ですけれども、この答申を、政権が9月末をもって恐らく代わるであろうということで、小泉総理には手交したり、お渡ししに行く予定はあるのでしょうか。

宮内議長 そういうことを、今、お願いしております。

記者 それは、今日とかというわけではありませんか。

宮内議長 本日は予定しておりません。今までも日にちがずれたことは随分ございます。

司会 ほかは、ございませんでしょうか。

記者 「あじさい」の要望の数の変遷なんですけれども、要望主体数が今回初めて100を割って、要望項目数も過去最低になっているんですけれども、これはいろんな理由があるとは思いますが、これはどう分析されているのでしょうか。

草刈総括主査 「市場化テスト」が入っていませんからね。

宮内議長 「市場化テスト」が、ほぼ同数ぐらいあるということですから、そういう意味では「市場化テスト」の法律ができたことによって増えたという見方もできるわけですが、これは外しているということです。

記者 では「市場化テスト」の分というのは、監理委員会とかから発表になるんですか。

宮内議長 それは、どうなのですか。

井上参事官 そうなると思えます。

司会 そろそろ終わらせていただきますが、ほかに御質問はございませんでしょうか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。